

令和 8 年度採用 訪問調査支援員（会計年度任用職員） 募集案内

1 応募受付期間

令和 8 年 3 月 30 日（月）～令和 9 年 1 月 12 日（火）17 時【必着】

※応募は上記期間中に、随時受け付けています。

※採用者が予定人数に達した場合は、募集を終了します。

2 募集内容

職名	訪問調査支援員
採用予定人数	6 名
職務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①各区保護課ケースワーカーの訪問調査同行 ②訪問記録等作成 ③庁用車の運転等 ④その他所属長が必要と認める業務
勤務地	<p>福岡市内の保健福祉センター保護課</p> <p>※詳細は募集案内 4 ページ「勤務地一覧」をご参照ください。</p> <p>※勤務地は採用後に決定します。</p>
任用期間	<p>令和 8 年 6 月 1 日以降の採用日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p> <p>※採用日はご相談のうえ、決定させていただきます。</p>
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>（1）次のいずれかの要件を満たす人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉主事任用資格を有する人 ②生活保護に関する業務か社会福祉に関する相談業務の経験を通算 1 年以上有する人 <p>（2）業務上、外勤を行うため、普通自動車免許を保有し円滑に運転ができる人</p> <p>（3）基本的なパソコン操作（ワード・エクセル）ができる人</p> <p>（4）上記の任用期間を通じて勤務ができる人</p> <p>2 次の地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない人</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （2）福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人 （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	試験内容	合格発表
一次試験	書類審査 ※提出いただいた申込書により選考を行います。	申込者に一次試験の結果を文書で通知するとともに、選考通過者には二次試験の受験票を送付いたします。
二次試験	面接試験（15分程度）	二次試験後1週間以内を目途に受験者に結果を文書で通知いたします。

※二次試験の最終合格は、一次試験及び二次試験の総合成績により決定します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までに登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人の中から、成績上位の人から順に令和8年6月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年6月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間： 原則、午前10時00分から午後4時30分まで 休憩時間：正午から午後1時まで ※業務の必要上、午前8時45分から午後5時30分の間で勤務時間の割り振りを変更することがあります。
給与	月額179,391円から193,287円（地域手当相当報酬を含む。） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当（相当報酬）、特殊勤務手当（相当報酬）などが支給されます。

休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（１年間に最大 20 日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・報酬等支給日：毎月 20 日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月 20 日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	① 採用試験申込書 ※申込書は、福岡市ホームページに掲載するとともに、福祉局保護課等でも配布します。 ② 返信用封筒（長形 3 号・一次試験結果送付用）： 1 部 ※返信用封筒には、110 円切手を貼り宛先を明記してください。
受付期間	令和 8 年 3 月 30 日（月）～令和 9 年 1 月 12 日（火）【必着】
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送してください。 ※持参の場合は、期間中の月曜日から金曜日（祝日を除く）の 9 時から 17 時まで受け付けます。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市福祉局 生活福祉部 保護課 保護係

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
- ・応募書類が受付期間に間に合わなかった場合や記載事項に虚偽ある場合、応募書類に不備がある場合は無効となります。

- ・受験資格を満たしていない場合は、試験成績のいかんに関わらず採用されません。

8 問い合わせ先

福岡市福祉局 生活福祉部 保護課 保護係 國信・古川

TEL : 092-711-4231 FAX : 092-711-4232

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所12階）

勤 務 地 一 覧

<保健福祉センター保護課の所在地>

区	勤務所属	住所
東区	東区役所保健福祉センター 保護第1課、保護第2課	福岡市東区箱崎2丁目54番27号3階
博多区	博多区役所保健福祉センター 保護第1課	福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号7階
南区	南区役所保健福祉センター 保護第1課、保護第2課	福岡市南区塩原3丁目25番1号（別館）
早良区	早良区役所保健福祉センター保護課	福岡市早良区百道2丁目1番36号